

令和6年2月定例会 代表質問 答弁実録

〈はじめに〉

- 1 核廃絶・平和発信の取組について
 - (1) 核軍縮の実質的な進展に向けた取組について ㊟
 - (2) 平和の取組の賛同者拡大や人材育成に向けた取組について ㊟
- 2 能登半島地震を教訓とした被災者支援について
 - (1) 被災者支援の強化について
 - (2) 住宅の耐震化対策について
 - (3) 災害時の福祉避難所における体制整備、充実について
- 3 国や自治体が指定した史跡の安全対策について
- 4 ヤングケアラー支援について ㊟
- 5 運転手不足問題について
 - (1) 物流業界の運転手不足問題について
 - (2) バスの運転手不足問題等について
- 6 本県の産業振興施策について
 - (1) 健康・医療関連産業創出支援事業の取組について
 - (2) ユニコーン10プロジェクトの取組について ㊟
 - (3) 企業誘致の取組について
 - (4) 中小企業の倒産対策について
- 7 県の農業施策について
 - (1) 県の農業施策について ㊟
 - (2) 有機農業の取組について

〈終わりに〉

公明党広島県議会議員団
尾熊 良一

皆さん、おはようございます。
公明党広島県議会議員団の尾熊良一でございます。

甚大な被害をもたらした能登半島地震により、犠牲となられた多くの方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げ、多くの被災者の方にお見舞いを申し上げます。

被災地の一日も早い復旧・復興、そして生活再建を心よりお祈り申し上げます。

また、広島県からも県警や医療・福祉関係者、そして区市町職員など多くの方が、被災地へ赴き、被災者によりそった支援にあたって頂き、敬意を表すとともに心から感謝申し上げます。

能登半島地震では、改めて自然災害の恐ろしさと脅威を感じました。また世界中で地震や異常気象による災害が頻発し、ウクライナ侵攻や中東ガザ地区の戦闘も未だに続き、多くの人々の命が失われています。

本日は命を守る観点から、核兵器廃絶に向けた平和推進や防災・減災の取り組みなど様々な観点から質問したいと思いますので、執行部の明快な答弁をお願いします。

(415字)

1 核廃絶・平和発信の取組について

質問の第1は、核廃絶・平和発信の取組について、お伺いします。

(30字)

(1) 核軍縮の実質的な進展に向けた取組について ◎

1点目は、核軍縮の実質的な進展に向けた取組についてです。

世界では、ロシアのプーチン大統領がウクライナへの核兵器使用を示唆し、イスラエル・パレスチナの武力闘争においても、イスラエルの閣僚が核攻撃も「選択肢の一つ」と発言するなど、国際社会の平和と安定を脅かす緊迫した状況が続いています。

さらに、北朝鮮は核・ミサイル開発を加速しており、米国や中国においても、核兵器を含めた軍事力の強化を図っています。

核兵器不使用の規範意識が緩み、核兵器が本当に使われるかもしれない厳しい世界情勢の中で、この被爆地広島や長崎から、核なき世界を目指し、粘り強く世界の指導者に訴え続けることが重要と考えます。

そのような中、昨年5月に開催されたG7広島サミットにおいて、核保有国を含めた各国首脳が被爆の実相に触れ、「核なき世界」に向け決意を新たにすることは大きな前進だったと言えます。

知事は、8月6日の平和記念式典において、核抑止論に異議を唱え、核軍縮、そして一日も早い核兵器廃絶の実現を誓う、平和のメッセージを寄せられました。

我が会派の石津議員が行った9月の代表質問においても、核抑止に替わる新たな安全保障政策づくりを進めるとともに、核兵器廃絶の実現に向けた賛同者の拡大と国際社会への働きかけや、こうした取組を下支えする人材育成などに、一層取り組んでいくと答弁されました。

私は、核抑止に替わる安全保障政策づくりを知事が積極的に進め、また被爆地広島としてそれを世界に発信し、実現していくことを大いに期待しています。

私達公明党は、核兵器廃絶を目指すなかで、まず、核保有国が核兵器の先制不使用を国連などで世界のルールとしていくことを提案します。そして、核軍縮の実質的な進展に向け、これまで以上に本県の取組を強化していくことを求めます。

そこで、一日も早い核兵器廃絶の実現を目指すなかで、核軍縮の実質的な進展に向け、本県として今後どのように取組を強化していくのか、とりわけ、知事の目指す安全保障政策とはどのようなもので、それに向けてどのような機関と連携して進めていけるのか、知事にお伺いします。

また、世界では今もなお国際紛争・戦争が続き、巻き込まれている一般市民が数多くいます。即時停戦と平和解決に向けて、本県からどのようにメッセージを発信されていけるのか、併せてお伺いします。

(972字)

答弁者（知事）

ロシアによるウクライナ侵略において核兵器使用の威嚇が繰り返し行われるなど、核兵器を取り巻く安全保障環境が厳しくなる中、国際社会が核抑止への依存を高めつつあることに、強い危機感を抱いております。

こうした中、核軍縮の実質的な進展のためには、核兵器の存在そのものが大きなりスクであり、その使用を防ぐ唯一かつ確実な方法は廃絶しかないということを、改めて、国際社会が理解し、その実現に向けて行動していくことが必要であると考えております。

このため、県におきましては、核兵器のない平和な世界の実現に向けた国際社会への働きかけとして、非人道性、安全保障、そして新たに、持続可能性の3つの側面から、取り組んでいるところでありますが、特に、安全保障と持続可能性からのアプローチの強化が重要であると考えております。

まず、安全保障の観点からは、核兵器国や核の傘の下にある国に対し、核抑止論からの脱却と核軍縮に向けた具体的な行動を促すため、核抑止論が抱える様々な問題やリスクを明らかにしていくとともに、こうした国々とも議論可能な核抑止に依存しない新たな安全保障政策を目指して、研究を加速してまいりたいと考えております。

このため、来年度は、防衛・安全保障分野の海外研究機関と連携し、同分野の研究者や実務経験者と核軍縮の専門家が共に議論する対面ワークショップを広島で開催することとしております。

次に、持続可能性の観点からは、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置付けられることを目指して、国際会議におけるサイドイベントの開催やキャンペーンの実施を通じて、引き続き、賛同者の拡大に取り組むとともに、これがさらに各国政府を巻き込んだ動きにつながるよう、趣旨に共感する国々と個別に協議を進めつつ、国際会議の場などを捉えて、国連や各国政府への働きかけを強化してまいります。

また、ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナの武力闘争において、多くの一般市民が犠牲になっていることにつきましては、国際社会が連携して、このような状況が、一刻も早く、そして平和的に解決されることを強く願っているところでございます。

県といたしましては、被爆地訪問の促進や、広島の実験や思いを次世代につなぐ若者の人材育成などを通じて、より多くの人々に戦争の悲惨さと愚かさへの認識を深めていただくことが、即時停戦と平和解決に向けた平和のメッセージの発信になると考えており、引き続き、こうした取組を充実させてまいります。

(2) 平和の取組への賛同者拡大や人材育成に向けた取組について ㊦

2点目は、平和の取組への賛同者拡大や人材育成に向けた取組についてです。

昨年、7月31日からウィーンで開催されたNPT運用検討会議第一回準備委員会では、知事、議長とともに議会派遣団として、私も参加させて頂きました。

被爆地である広島県と長崎県がサイドイベントを開催する中、核抑止に替わる新たな安全保障政策や今も続く戦争の問題を、学生たちを巻き込み議論されており、核保有国から招かれた大学教授が、これからは若者の平和学習が大事だと言われていたのが今も印象に残っております。

また、昨年11月に湯崎知事が出席された核兵器禁止条約第二回締約国会議において、広島や長崎の被爆の実相に触れた参加国からは、核兵器の根絶を訴える声が多く上がり、核なき世界に向けた取組を続けるという政治宣言が採択されました。

一方、この締約国会議に米国の「核の傘」の下にいるベルギーやノルウェーなど4カ国がオブザーバー参加したにもかかわらず、唯一の被爆国である日本のオブザーバー参加が実現しなかった事は、大変残念でありました。

さて、県では、令和6年度に向け、国際平和拠点ひろしま構想推進事業を予算計上し、平和で安定した国際社会の実現に向け、平和の取組への賛同者拡大や人材育成の強化などに取り組む予定としています。

G7 広島サミットの成果を継続するため、本県から世界に目を向け、こうした取組を行っていくことは評価しております。

一方、国内に目を向けると、G7 広島サミットや8月6日の平和記念式典を通じた平和への関心の高まりは、どうでしょうか。広島市同様、県内地域や県外においても高まっているのでしょうか。

平和の取組への賛同者拡大や人材育成に向けては、一部の地域、参加者に留まらせるのではなく、その効果を波及させていく必要があると感じています。

そこです、知事も出席された昨年のNPT運用検討会議第一回準備委員会や核兵器禁止条約第二回締約国会議における広島県のサイドイベントでは、どのような成果があったのかお伺いします。

また、平和の取組における賛同者の拡大や、人材育成の取組の成果を最大限に活用していくための方策について、どのように考えておられるのか、併せてお伺いします。

(912字)

答弁者（知事）

昨年7月に開催されたNPT運用検討会議第1回準備委員会や、11月に行われた核兵器禁止条約第2回締約国会議におきましては、サイドイベントの開催や

パネルディスカッションへの登壇等を通じて、一貫して「核兵器問題に対する持続可能性の観点からの訴求」と「核抑止に依らない安全保障の構築」の2つの観点から、核兵器廃絶の重要性を訴えてまいりました。

これらのサイドイベントにおきましては、まず、持続可能性の観点では、パネリストによる「核兵器と環境問題」や「人類と地球のための視点を持つことの重要性」などへの言及に対しまして、多くの賛同や助言が寄せられ、各国政府関係者の中で、核兵器と持続可能性の問題についての関心や理解が深まっていることに大きな手ごたえを感じたところであります。

また、安全保障の観点では、本県の取組に激励の声を頂くなど、核抑止論への課題認識が関係者の中で広く共有されたことが実感できました。

特に、昨年の核兵器禁止条約締約国会議におきましては、核抑止論について検討する部会の設置が決定されるなど、これまで本県が訴え続けてきた核抑止論への危機感が、国際社会において徐々に浸透してきていることを強く感じたところでございます。

一方で、今回の核抑止論を巡る議論におきましては、そのリスクや課題にのみ焦点が当たっていたことから、本県が取り組んでいる核兵器に依存しない安全保障論の構築の必要性についても引き続き訴えてまいりたいと考えております。

今後は、こうした国際社会への働きかけに加え、賛同者の拡大に向けて、県内外、国内外を問わず、多様な分野に関わる個人やグループレベルで賛同の輪が広がり、将来的には、これが各国政府を巻き込んだ更に大きな動きにつながるよう、国際会議の場や「未来へのおりづるキャンペーン」の実施等を通じまして、働きかけてまいります。

また、これまで継続的に取り組んでいる若者の人材育成につきましては、さらに次の世代の育成に向けて、モデルとなる人材を輩出できるよう、研修プログラム終了後の活動状況のフォローアップや若者による発信の促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

来年迎える被爆80年に向けて、これまでの成果を生かして、広島から世界に向けた力強い平和の発信につながるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

2 能登半島地震を教訓とした被災者支援について

質問の第2は、能登半島地震を教訓とした被災者支援について伺います。

(33 字)

(1) 被災者支援の強化について

1点目は、被災者支援の強化についてです。

元日に最大震度7の激しい地震が発生した能登半島地震は、電気や上下水道などライフラインをはじめ、生活物資の輸送ルートをも破壊しました。

国も被災自治体の要望を待つことなく必要な救援物資を送るプッシュ型支援を発災直後から行ってきましたが、海や崖に阻まれて孤立しやすい地域特性もあり、寸断された道路の影響で被災者の救助や避難所への救援物資の搬送にも多くの時間を要しました。

また、長期化する避難所生活の環境改善も大きな課題となりました。

避難所の環境改善はトイレ、キッチン、ベッドの頭文字であるTKBからと言われ、長引く断水によりトイレや風呂を使用できないという避難所の衛生環境や運営内容は、災害関連死にも大きな影響があると言われていています。

学校体育館や公民館などでの避難生活は1週間以内の短期間であれば、我慢し耐えられるかもしれませんが、それを超えてくると、温かい食事やお風呂が提供でき、プライバシーが守られ、ベッドがある2次避難所として、ホテルなど宿泊施設や公営住宅、民間住宅の空家を活用するなど、身近な避難所だけでなく、広域的な避難について積極的に検討し、災害が起きる前に備えておく必要があると考えます。

そのような中、他の自治体から派遣された太陽光パネルを搭載し複数の水洗トイレを積載した移動式のトイレトレーラーやシャワートレーラーなどが、避難所で大変活躍していたとの報道がありました。

広島県や県内市町では、このような移動式トレーラーを持っていないとのことですが、実際に被災した場合に備え、被災者に寄り添い、ニーズにあった出前の支援なども必要になってくると考えます。

災害時の被災者支援や避難所運営については、事前の備えが重要であり、避難所運営や物資の備蓄は主に市町の役割となりますが、広域災害時は市町だけでは対応に限界があり、財政的にも厳しい状況と言えます。

そこで、被災者支援の強化として、県外で災害が発生した場合の被災地への職員派遣の考え方や、県内での大規模災害発生時における避難所の環境改善に対して、どのように備えていかれるのか、知事にお伺いします。

また、避難所生活が1週間以上と長期化する場合に、ホテルや旅館、公営・民営住宅などを2次避難先とし、広域避難が適切に展開できるよう体制整備を図っていく必要があると考えますが、併せて御所見をお伺いします。

(993 字)

答弁者（健康福祉局長）

複数の部局にまたがる質問ですが、代表して、私が答弁申し上げます。

能登半島地震では、今もなお、多くの方が避難所やホテルなどでの避難生活を余儀なくされており、長期化する避難所生活を踏まえ、被災者に寄り添った支援が必要になっているところでございます。

そうした中で、支援のために本県からも職員を派遣しているところでございますが、県外で災害が発生した場合は、被災自治体のニーズを把握した上で、全国知事会や国の調整に基づき、被災地への職員派遣が行われることとされており、本県におきましては、この考え方の下、市町と連携して職員を派遣し、全力で被災地支援に取り組んでいるところでございます。

次に、避難所の環境整備につきましては、本県では、平成30年7月豪雨災害を踏まえて、市町において適切に避難所が開設・運営されるよう、ガイドラインの策定やアドバイザーの派遣などにより、市町の取組を支援するとともに、物資の備蓄・調達につきましても、被害が最大になると想定される南海トラフ巨大地震の被害想定をベースに、備蓄・調達方針を定め、必要な物資の確保に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、今回の能登半島地震におきましては、トイレの確保を始めとした避難所の衛生環境などについて、多くの課題が明らかになっており、本県にも共通する課題もあるものと考えていることから、市町と連携して、避難所の環境整備について、対策の更なる充実強化を検討してまいります。

また、広域的な避難につきましては、県内外の自治体と協定を締結し、被災者を受け入れることができるよう体制を整えているところでございますが、この度の能登半島地震を踏まえ、実際の受入れが円滑に進むよう、関係自治体とも検討を行ってまいります。

特に高齢者や障害者などの要配慮者のため、市町におきましては、社会福祉施設などの「福祉避難所」の確保に努めていただいております、県におきましても、

要配慮者等がホテルや旅館等を避難所として利用できるよう一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会と協定を締結しているところでございます。

さらに、被災した住宅が復旧するまでの避難先として即時入居可能な公営住宅等を提供するとともに、民間賃貸住宅につきましても不動産関係団体と協定を締結し、迅速に提供できる体制を整備しており、被災者のニーズを踏まえた住まいの確保に努めているところでございます。

今後も、関係部局が一体となって県内外の自治体や関係団体と連携し、被災者支援の強化を図ってまいります。

(2) 住宅の耐震化対策について

2点目は、住宅の耐震化対策についてです。

今回の能登半島地震では、倒壊した建物や家具の下敷きになった犠牲者も多いとの報道がありました。

石川県では、全国トップクラスの手厚い耐震化の補助制度があるにも関わらず、人口減少や高齢化が進む地域において、耐震化対策ができていない建物が多くあったとのこと。

災害の被害を最小限に抑えるためには、耐震化とともに、家具の固定など、自分たちでできる命を守る意識と日頃からの防災行動の意識を高めることが、大切になってきます。

本県でも人口減少や高齢化が進む中山間地域や島しょ部では、古くからの木造住宅が多く見受けられます。

若い方が集落や近隣に少なくなることで、災害時には、高齢者が高齢者を救出せざるを得ないケースもでてきます。

実際に県北地域は、住宅の耐震化が進んでいないといった報道もありますが、古い木造住宅の耐震補強を進めることは、被災に備え犠牲者を減らすことに繋がります。

住宅の耐震化率は、広島県耐震改修促進計画で令和2年度の84.5%から令和7年度92%、令和17年度末までに100%とする目標を立てています。

本県には民家の耐震化に対する補助制度もありますが、これまで大規模な地震被害が少なく、補助以外の自己負担もあることから、活用実績は少ないとお聞きします。

県が実施した調査では、家具等の転倒防止を行っている人の割合は56.9%と半数程度となっています。

30年以内に70%の確率で発生の可能性があると言われる南海トラフ地震では、県内で震度6前後の揺れも予想されており、地震災害の被害を最小限に抑えるためには、耐震化の補助額の見直しや目標達成時期の前倒しの検討も必要ではないでしょうか。

そこで、この度の能登半島地震を教訓に、広島県耐震改修促進計画における住宅の耐震化率の目標をどのように達成をしていこうと考えておられるのか、知事に伺います。

また、地震災害に対する県民の防災意識をどのように高め、自助につながる防災行動を推進していこうとするのか、併せて伺います。

(845字)

答弁者（都市建築技術審議官）

本県におきましては、昭和56年以前に旧耐震基準で建設された耐震性を有していない住宅が約18万9千戸あると推計しており、地震による被害を軽減させるためには、これらの住宅の耐震化は急務であると認識しております。

このため、広島県耐震改修促進計画におきまして、住宅の耐震化率を令和7年度末までに92パーセントに引き上げることとし、市町と連携して木造住宅の耐震化を行う所有者の負担を軽減するための支援に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、対象戸数が非常に多いこともあり、今後、補助制度を活用した耐震改修や建替え等に係る所有者の更なる負担軽減や、耐震性を有する住宅への住み替え等の効果的な施策に取り組む必要があると考えております。

県といたしましては、住宅の耐震化率の目標の達成に向けて、国に対して耐震改修等への財政措置の拡充や効果的な施策の取組について働きかけていくとともに、県民の皆様への補助制度の普及・啓発などに引き続き、市町と連携して取り組んでまいります。

また、地震災害に対する県民の皆様の防災意識を高めるため、

- ・地震発生時取るべき安全行動や、避難場所、家族との連絡方法などをあらかじめ確認していただくための「一斉地震防災訓練」の実施、
- ・スーパーや家電量販店等と連携し、家具の転倒防止対策や各家庭の備蓄などの災害への備えを促進するための「備えるフェア」の開催、
- ・協賛企業や報道機関と連携した啓発

などに取り組んでまいりました。

さらに、新たに、

- ・南海トラフ地震による本県への影響を仮想体験できるVR映像、
- ・地震発生時の避難行動を時系列で整理する「地震・津波タイムライン」

を作成し、今年度から、一斉地震防災訓練や防災イベント等を通じて、小中学校や自主防災組織等での活用促進に取り組んでおります。

こうした取組を通じて、引き続き、住宅の耐震化率の向上を図るとともに、県民の皆様一人一人の防災意識を高め、災害への備えや、適切な防災行動につながるよう取り組んでまいります。

(3) 災害時の福祉避難所における体制整備、充実について

3点目は、災害時の福祉避難所における体制整備、充実についてです。

能登半島地震の発生から2週間以上が経過した1月19日時点で、被害が大きかった石川県内4市3町の87施設の福祉避難所のうち、19施設しか開設が進まず、要配慮者の受入に課題があったと報道がありました。

福祉避難所として指定されている施設そのものが今回の地震で被害を受け、受入れが出来なくなった施設も多くあったとお聞きします。

障がい者や持病のある高齢者や認知症の方、発達障がいや医療的ケア児などの子どもさんも学校体育館などの一般の避難所に避難されました。

人工透析患者や人口呼吸器が必要な患者など最初から福祉避難所に入る必要性が高い方も、一般の避難所に入るしかなかったようです。

平成28年熊本地震の際も福祉避難所の開設が難航したと言われ、熊本市では、176施設のうち、開設できたのは82施設だったといいます。

避難所生活が長期化することで、体の弱い方や高齢者などの災害関連死をどのように防ぐのかは重要な課題です。

福祉避難所は本来、市町で指定又は施設との協定により開設され、管理運営がなされますが、大規模広域災害により被災地の福祉避難所が開設できない状況となった場合には、市町域を超えた県主導により、要支援者の移動方法も含め、受入計画や受入整備を行い、広域的な福祉避難所を開設し、要支援者を広く受け入れられる体制の構築が必要と考えます。

そこで、石川県や熊本県での事例から、広島県内での広域災害発生に対し、県として広域的な福祉避難所の開設に向けた体制整備や人的支援をどのように考えているのか、知事にお伺いします。

(680字)

答弁者（健康福祉局長）

本県におきまして、市町の指定等による福祉避難所は、令和5年10月1日現在で、438施設であり、そのうちの多くは、高齢者等の社会福祉施設でございます。

これらの施設が被災した場合など、福祉避難所としての受入れが難しい事態となり、広域的に被災地外への避難を要する場合には、

- ・県内外の自治体との協定に基づく避難先の確保や、
- ・一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会との協定に基づく宿泊施設の確保など、

県内外の自治体や関係団体と連携をして、要支援者の心身の状態等に応じた避難先の確保を図ってまいります。

また、広域的な移動手段の確保につきましては、介護タクシー事業者等との協定に基づき、安全かつ円滑な避難に向けた要支援者の移送支援の協力体制を構築してまいります。

避難先への人的支援につきましては、災害時公衆衛生チーム等の各種支援チームの派遣を行うところでございますが、要支援者の避難生活で求められる

- ・避難者の心身状態や福祉ニーズの把握と相談対応、
- ・受入先の調整や介護・福祉サービスへのつなぎ、
- ・避難者の状態に応じた福祉環境の整備

などの、福祉的な専門支援については、社会福祉法人等との協定に基づく災害派遣福祉チーム「DWA T(ディーワット)」を派遣することで、対応してまいります。

こうした取組により、災害発生時におきまして、福祉的な支援が必要な方が安全に避難することができ、心身の状態に応じた支援が行き届くよう、市町を始め、関係機関・団体等との緊密な連携の下で、支援体制の充実を図ってまいります。

3 国や自治体が指定した史跡の安全対策について

質問の第3は、国や自治体が指定している史跡の災害時の復旧と危険カ所の安全対策について伺います。

県教育委員会が作成している『広島県文化財防災マニュアル』では、国や自治体で指定された古墳や遺跡や神社、仏閣などの史跡について、災害時の復旧は、所有者が計画し、国や自治体の助言を受けた後、所有者が復旧を行うと記述してあります。

しかし、所有者不明や不在のケースの復旧や安全対策はどうなるのでしょうか。

例えば、県指定の史跡になっている福山市加茂町にある石鎚山古墳群は、2018年の豪雨により、古墳周辺の法面が崩落する土砂災害が発生しています。

古墳そのものは県指定の史跡で、所有者となる福山市が維持管理を行っていますが、法面の土地所有者であった法人が倒産しており、現在は所有者不明状態です。

この土砂災害から5年経過した今でもブルーシートで覆われ、未だに復旧されていない状況です。

また、私の自宅付近でも室町幕府最後の将軍、足利義昭が織田信長に京都を追われ逃げて一時居住したという部山神社が福山市指定の史跡となっていますが、所有者が不在で、境内には老木も多く、倒木の心配や、境内周辺の法面は土砂災害警戒区域に指定され、法面の土砂崩落が予想され、周辺の通学路や幹線道路に大きな災害を及ぼす恐れがあります。

このような自治体が指定している史跡であっても、所有者不明や不在の場合は、安全対策は何も行われておらず、災害発生時も復旧されていないのが実情です。

そこで、国や自治体の史跡として指定され、所有者不明や不在の場合における史跡と周辺土地の災害時の復旧や安全対策の責任はどこにあるのか、教育長の見解をお伺いします。

また、歴史ある史跡を守るために、県が指定する史跡の災害時の復旧や安全対策をどのように考えているのか、併せてご所見を伺います。

(758字)

答弁者（教育長）

県教育委員会におきましては、災害による文化財被害の予防や、被災文化財の復旧を目的とした措置を講じるための指針として、令和4年3月に、「広島県文化財防災マニュアル」を策定し、文化財の所有者、市町、県教育委員会及び国の役割等を定めているところでございます。

史跡の災害復旧及び安全対策につきましては、所有者がその役割を担い、市町、県教育委員会及び国は、予防措置及び復旧に対する支援や、専門的見地からの助言などを行うこととしております。

こうした中、所有者が判明しない県指定史跡につきましては、広島県文化財保護条例の規定により、同意を得た上で、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、必要な管理を行わせることができるとしております。

御指摘の、県指定史跡の石鎚山古墳群の法面につきましては、史跡指定エリアの外に位置することから、広島県文化財保護条例の適用外となりますが、対策を講じなければ、史跡の適切な保護に支障を来すおそれがあることから、県教育委員会から地元自治体に対策を要請し、現在、関係者により、協議が行われている状況でございます。

また、福山市指定史跡の部山神社の対策につきましても、関係者において、調整が進められているものと考えております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、所有者、市町、国と連携しながら、県指定史跡の適切な保護に努めてまいりたいと考えております。

4 ヤングケアラー支援について ㊦

質問の第4は、ヤングケアラー支援についてお伺いします。

これまで我が会派でも質問を行ってきた、日常的に家族の世話や介護を行うヤングケアラーと呼ばれる子どもたちへの支援について、昨年12月に国は法制化する方針を固め、今通常国会で改正案の提出を決めました。

改正案では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国や自治体の支援対象と位置付け、これまで課題であった支援について、地域格差の解消を目指しています。

支援に先進的に取り組まれている北海道庁では、令和2年に支援に向けた検討を開始し、その翌年、実際に公立学校における中学、高校、定時制高校の2年生を対象に道内の実態調査を実施、今後の取組内容を検討し、有識者会議などの議論を経て、令和4年度に支援条例を制定、令和5年度から推進計画を実施されています。

道庁の担当者からは、重要なのは地域に即した実態把握調査だとお聞きしましたが、具体的な支援の検討から推進計画策定まで実に足掛け3年をかけて取り組まれたこととなります。

また、兵庫県では週一回ヤングケアラーのいる家庭に弁当の配食支援モデル事業を行っており、埼玉県では小学校から高校まで周知に取り組まれた結果、認知度が8割を超え、さらにLINE相談窓口として埼玉県ヤングケアラーチャンネルを開設し、体験談も紹介されています。

県では、昨年、小学5年生と中学2年生、そしてその保護者に対し、広島県子どもの生活に関する実態調査を行いました。その中でヤングケアラーに関する質問は、わずか3問のみでした。

その中身は、あなたはヤングケアラーの言葉を聞いた事があるか、自分がヤングケアラーに当てはまるか、家族の中で世話をしている人があるか、という内容でしたが、果たして、この3問だけで十分に実態把握ができたと言えるのでしょうか。

正直、これでは県の本気度は感じられない、というのが我が会派の受け止めです。

国が平成30年度から「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を毎年実施しているにも関わらず、独自に実態把握調査を実施した自治体は250以上に上っています。

法制化に向け国が具体的に動き出すなか、その動向を待つのではなく、同時並行で、まずは県内の実態把握をしていかなければ、状況は何も変わらないと考えます。

この間もヤングケアラーは、介護で疲れて学校を休みがちになったり、アルバイトで部活動ができなくなったりします。

実態調査に当たっては国からの財政支援もあっており、県が本気で支援に取り組む姿勢を見せてほしいと強くこれを望みます。

そこで、ヤングケアラーへの支援の必要性について、どのような認識でおられるのか、改めて知事の御所見をお伺いします。

また、地域に即した実効性のある支援を速やかに行っていくため、県内の詳細な実態把握調査を国の動向を待つことなく同時並行で行っていくべきではないかと考えますが、今後の支援に向けた取組をどのように考えているのか、併せて御所見をお伺いします。

(1,258字)

答弁者（知事）

全ての子供たちが適切な教育機会を確保され、自分らしく、将来にわたり、夢や希望を持って暮らし続けられるよう、ヤングケアラーにつきましても、早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が重要であると認識しております。

これまでの国や他県などの調査におきまして、当事者の約4割が、自身がヤングケアラーに該当することに気付いておらず、必要な支援につなげていないことが分かっており、これを踏まえて、本年度、本県におきましても、「子供の生活に関する実態調査」において、

- ・ヤングケアラーを知っているか、
- ・自分はヤングケアラーだと思っているか

といった項目について、調査を行い、現在、調査結果を分析しているところでございます。

さらに、個々のヤングケアラーが抱える課題に応じたきめ細かな支援につなげるためには、家族の世話や介護などによる学校生活や友人関係への影響といった実態をより詳しく把握する必要があることから、今回の調査結果を基に、アンケートでは把握しきれないヤングケアラーに至った背景や要因なども明らかにするため、教育委員会などの関係機関と連携しながら、当事者や支援機関等に対して個別にインタビューを行ってまいりたいと考えております。

これまでも、本県におきましては、当事者や周囲が気づき、適切な支援につながるよう、

- ・ウェブサイトやポスター、チラシなどによる普及啓発、
- ・子供や保護者が電話やLINEで相談できる窓口の設置、
- ・あるいは、必要な介護サービスなどにつなげるための、地域包括支援センターを始めとした関係機関による相談支援体制の充実

などに取り組んできたところでございますが、引き続き、こうした取組を行うとともに、県内のヤングケアラーの実態を踏まえた、より効果的できめ細かな支援策についても検討してまいりたいと考えております。

5 運転手不足問題について

質問の第5は、運送業界や公共交通の運転手不足問題について伺います。

(33字)

(1) 物流業界の運転手不足問題と対策について

1点目は、物流業界の運転手不足問題と対策についてです。

物流業界は、人間の体を循環し命を支える血液と同様に、社会経済の活動に不可欠な「経済の血液」と呼ばれ、運送貨物の小口化や輸送品目の多頻度化が進み、市場もこの10年で約2倍に拡大するなど、需要が増え続けています。

その一方、物流業界を担うトラック運転手の不足は深刻です。

トラック運転手は、重荷物の積み下ろしや、待機時間を含めた長時間労働など、身体的な負担が他の業種に比べて大きいことから、若者も定着せず、運送業界全体で不足しています。

この4月から始まる運転手の残業規制により、全国で運転手が奪い合いとなり、体力のない中小企業の運送会社は、事業継続が難しくなり、廃業や倒産が増えるといった切実な声が挙がっています。

2027年には国内で24万人の運転手が不足するとの試算もあり、物流が滞ると、日本経済にも大きく影響してくると思われられます。

県においても、これまでエコタイヤの導入支援や、燃料高騰対策、運転手の負担軽減につながる昇降リフトや女性運転手が働きやすい職場環境改善への補助などの取組を行ってきたところです。

こうした支援について一定の評価をしておりますが、運転手の雇用に直接結びついているかと言うと、いずれも間接的な支援であり、中小企業の運送業の現状は大きく変わってはいないと感じています。賃上げを行うには、不透明な下請け実態を改善する必要もあり、特に中小零細の運送事業者から、荷主に対し運賃改善を要求しても、適正な運賃対価が得られていないと聞いています。

国もトラックなど自動車運送業について、外国人労働者を中長期的に受け入れる特定技能制度の対象に新たに追加し、運送業における運転手確保に向けた対策に取り組まれます。

県としても、改めてトラック運転手の雇用促進に向け、継続的な支援や新たな支援メニューの検討を含め、取り組んでいただきたいと思います。

そこで、残業規制がスタートする4月以降、運転手の雇いを促進するため、中小企業の運送事業者に対して、適正な対価の収受に向けた継続的な支援や新たな取組を行うなど、運転手不足対策の支援強化が必要と考えますが、知事の御所見をお伺いします。

(912字)

答弁者（商工労働局長）

深刻化する物流業界の運転手不足への対応につきましては、国や関係機関と連携して、賃上げを始めとする労働条件の改善や生産性向上に資する取組などを総合的に進めていくことが必要であると考えております。

まず、賃上げを始めとする労働条件の改善につきましては、

- ・国の業務改善助成金等を活用して持続的な賃上げに取り組む事業者への支援や、
- ・賃上げの原資となる付加価値の創出に向け、企業間取引の適正化を目指す「パートナーシップ構築宣言」の普及促進

などを行っているところであり、本年1月からは、令和5年度12月補正予算による新たな取組として、女性ドライバーの確保に向けた職場環境整備を始めたところでございます。

また、国におきましても、賃上げの原資となる適正な対価の収受に向け、

- ・標準的な運賃の引上げや附带業務料を契約書に明記するなどの方針が荷主等に対して示されたほか、
- ・「トラックGメン」を創設し、適正な取引を阻害する疑いのある荷主等の監視体制が強化されたところでございます。

次に、生産性向上につきましては、令和5年度12月補正予算により、

- ・デジタルサービスの導入支援や、
- ・荷役作業効率化のための機器導入の支援

などを新たに始めたところであり、国におきましても、物流効率化のために取り組むべき措置を荷主等に義務付ける法制化を進めているところでございます。

また、県の運輸事業振興助成交付金を活用した広島県トラック協会の取組といたしましては、

- ・標準的な運賃や荷待ち時間の削減等について、荷主や物流事業者への周知・浸透を図るためのセミナーの開催、
- ・車両の大型化やトレーラー化を進めるために必要となる、大型免許などの取得に係る支援、
- ・若年層の人材確保を目的とした、高校への出前講座や業界研究インターンシップの開催

などを行っているところでございます。

今後とも、業界団体などからの御意見も踏まえながら、物流業界の運転手不足対策にしっかりと取り組んでまいります。

(2) バス運転手の不足問題等について

2点目は、バス運転手の不足問題等についてです。

人手不足の問題は、公共交通も例外ではなく、特にバス会社における運転手不足は深刻です。

近年、バス利用者の減少、運転手の高齢化に加え、経営赤字が続き賃金アップも難しいことから、若手の運転手の採用も進まず、路線の減便や廃止も余儀なくされるなど、業界全体の問題となっています。

中国バス協会によると県内のバス運転手は2022年に3,104人となっており、2016年から400人以上減っている状況です。

私の地元、福山のバス会社も例外ではなく、平均年齢が50才を超えるなど高齢化が進み、加えて、乗客がなくとも走らせなければならない路線バスの維持を、黒字の高速バス等で何とか補っている、と伺いました。

運転手の確保のため、賃金を上げようにも、その元手となる運賃の値上げは利用者の減少を招く懸念もある中で、自社の強みを活かした攻めの営業戦略など立てられるはずもなく、黒字路線で赤字路線を何とか補うという、守りの経営にならざるを得ないとの声もお聞きします。

行政も乗車率に応じてバス会社への補助を行う支援など取組を行っていますが、毎年累積する赤字に対し、今の支援制度では追いついていないのが実情です。

路線バスの運行については、以前から行政と民間バス会社とで新たな組織体制で運行する公設民託方式や、役割分担する上下分離方式なども検討されておりますが、いずれにしても運転手不足の対策等、バス会社に対し、より一層の支援が必要です。

例えば、この度策定される「広島県地域公共交通ビジョン」の共創の取組の一環として、地元市町と連携して、採算がとりづらく地域に必要な路線バス部門の運営経費を100%行政で支援し、黒字部門の高速バス、観光バス、スクールバス等の運営をバス会社が行い、その利益分で運転手確保に向けて処遇改善を行える仕組みづくりなど、バス会社が攻めの経営をできるような取組なども検討してみてはどうでしょうか。

路線バスの存続に向け、運転手の確保は待ったなしの状況であり、これまで以上の抜本的な対策が求められていると考えます。

そこで、広域路線バスや生活交通路線バスの維持・確保に向けて、バス運転手の確保の支援や行政と民間バス会社の役割など含め、県としてどのようなビジョンを持ち、取組を行っていくのか、知事のご所見を伺います。

また、バス業界の賃金アップができる仕組みづくりについて、何か具体的な策はお持ちであるか、現時点での考えを併せて伺います。

(1,028字)

答弁者（地域政策局長）

人口減少による交通需要の縮小や収支悪化に加え、運転手不足に直面するなど、本県の地域公共交通を担うバス事業は厳しい状況にあると認識しており、こうした構造的な課題に対応するため、現在、県におきましては、「県民の暮らしと、地域・経済の共創を支え、ひろしまの価値を高める社会基盤としての地域公共交通の実現」を目指す姿とする「広島県地域公共交通ビジョン」の策定を進めているところでございます。

このビジョンの目指す姿の実現に向けましては、交通事業者のみではなく、県・市町が一体となり、データに基づいた移動実態を踏まえ、関係者が適切な役割を担いながら、路線バスを含む地域公共交通の持続可能性の向上に取り組む必要があると考えております。

こうした考えの下、広域路線バスにつきましては、拠点間が最適な広域ネットワークで結ばれ、より一層充実することを目指し、主に県におきまして、必要不可欠な路線の維持・確保などに対して支援を行うとともに、市町が行うまちづくりと整合のとれた交通結節点の整備の促進などにより、減少する需要を束ね、県内外の更なる交流を生み出す仕組みづくりに取り組むこととしております。

生活交通路線バスにつきましては、移動の需要と供給の最適化を図った上で、暮らしを支える生活交通の確保を目指し、主に市町において、地域コミュニティ内での日常生活に必要な移動手段の確保や、交通と生活サービスの一体化などに取り組むこととしています。

これらの取組を行うに当たって、バスを運行する交通事業者におきましては、自らが担う地域公共交通の維持やサービス水準の向上に向け、人材育成や、持続性を高める施設整備に取り組んでいただきたいと考えており、県は必要な支援を行ってまいります。

特に、バス運転手の確保につきましては、全国的な喫緊の課題であることから、引き続き、全国知事会等を通じて、国に対して財政的な支援などについて要望するとともに、県におきましても、広島県バス協会と連携した大型二種免許の取得経費の支援などの取組を引き続き行うほか、女性用トイレ・更衣室等、女性運転手を受け入れる職場環境の整備などの交通事業者の取組を支援してまいります。

なお、バス業界の賃金アップができる仕組みづくりにつきましては、国において様々な検討が行われているところであり、県におきましては、こうした検討を加速するよう要望するとともに、賃上げの原資にもつなげる交通事業者の、交通データを活用した収益構造の改善による運行の効率化などの支援を行うこととしております。

県といたしましては、これらの取組を通じて、地域公共交通の持続可能性を高めてまいりたいと考えております。

6 本県の産業振興施策について

質問の第6は、本県の産業振興施策について、4点伺います。

(1) 健康・医療関連産業創出支援事業の取組について

1点目は、健康・医療関連産業創出支援事業の取組についてです。

かつて県で取り組まれていた医療関連産業クラスター形成事業、いわゆる医工連携プロジェクトは、私が初当選した平成23年に始まり思い入れもありますが、令和2年に10年という節目を迎えました。

この事業は、医療関連製造企業を10年間で100社に、医療機器等生産額1,000億円など、高い目標を掲げておりました。

累計14億4千万余の予算を投じ、10年間で医療関連製造業68社、生産額375億円と、残念ながら目標には届かなかったものの、生産額は当初の4倍、ひろしま医療関連産業研究会の会員も400社を超えるまで成長するなど、一定の成果もあったと思います。

またこの間に企業誘致が実現できていれば、成果も大きく変わったであろうと思いますが、これまでに築いたつながりやノウハウの蓄積は、令和3年度から対象分野を広げ取り組まれている健康・医療関連産業の創出のみならず、本県の産業施策に活かしてほしいと思います。

そこで、医療関連産業クラスター形成事業の後継である健康・医療関連産業創出支援事業の次なる目標と、企業の成長をどのように支援・育成しようと考えているのか、知事に伺います。

(508字)

答弁者（商工労働局長）

健康・医療関連分野につきましては、今後も市場規模の拡大が見込まれることから、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」において、新たな成長産業の一つとなることを目指し、対象分野を医薬品、機能性表示食品等、ヘルスケアサービス全般に広げ、令和7年度の県内生産額を1,150億円とすることを目標に、取組を進めております。

このため、現在、

- ・臨床現場や介護現場と企業をつなぐ「実証フィールド」における試作品の検証・評価等による事業化支援、
 - ・広島大学と連携して取り組んでいる「ひろしまバイオデザイン」プログラムによる医療機器等の開発をけん引する人材の育成、
 - ・国のバイオ戦略に基づく取組とも連携した、本県発のスタートアップ企業が優位性を持つ「ゲノム編集技術の活用促進」
- を3本柱として、取り組んでいるところでございます。

来年度におきましては、早期に事業効果の発現が期待できる機能性表示食品等の関連ビジネスの事業化支援に積極的に取り組むとともに、製品・サービスの企画・検討から実用化に向けた研究開発まで、段階に応じた補助メニューを準備するなど、企業ニーズも踏まえた、きめ細かな対応を行うこととしております。

さらに、これまでに築いたネットワークやノウハウを活用し、専任スタッフによるビジネスマッチングなど、スタートアップ企業の育成・支援にも取り組んでいるところであり、今後は企業誘致にもつなげてまいりたいと考えております。

引き続き、本県の強みを生かしながら、健康・医療関連分野が新たな成長産業の一つとなるよう、産学官が一体となって取り組んでまいります。

(2) ユニコーン10プロジェクトの取組について ㊦

次に、令和4年3月に始まった「ひろしまユニコーン10プロジェクト」においては、この広島からユニコーン企業に匹敵する、10年で時価総額10億ドルとも言われる企業を10社創出という、こちらも極めて高い目標を掲げております。

まだ日本にもわずかしか存在しないユニコーン企業ですが、県の取組も2年目となり、支援する企業も増え、その業種や活動も様々です。

一方、ユニコーン企業は世界で1,000社以上誕生しており、最も多い業種は「フィンテック関連」で、全体の約5分の1を占めるなど、誕生しやすい業種も徐々に傾向が出始めています。

こうした傾向も参考にしながら、重点的にターゲットを決めた戦略や、ユニコーンになりうる企業の誘致という取組も、有効であると考えます。

そのためには、本県の強みを活かし、これまで築いたつながりと蓄積されたノウハウも存分に活用していただきたいと思っております。

そこで、ユニコーン10プロジェクトにおける業種等のターゲットを決めた戦略的な支援や、本県がこれまで築いたつながりと蓄積されたノウハウも活用したユニコーンになりうる企業の誘致活動も大切ではないかと考えますが、御所見をお伺いします。

(494字)

答弁者（知事）

イノベーション立県の実現を図るには、ユニコーン企業のような急成長を志す企業の存在が地域産業に刺激を与え、その刺激が更なる挑戦者の着火剤となり、イノベーション・エコシステムが形成され、「挑戦することが当たり前の土壌・文化」が醸成されることが必要であると認識しております。

こうした認識の下、「ひろしまユニコーン10」プロジェクトにおきましては、10年間で10社、ユニコーン企業に匹敵するような企業を創出するという目標に向け、現在、

- ・イノベーションが生まれやすい環境の整備、
 - ・市場の拡大が大きく見込まれる分野への支援、
 - ・有望なスタートアップ企業や人材の集積
- に重点的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、イノベーションが生まれやすい環境の整備につきましては、ユニコーン候補となる企業を昨年度12社、今年度16社選定し、アクセラレーションプログラムによる伴走支援や、資金獲得機会の提供などを実施しているところであり、これに加えて、来年度は、早期にグローバル市場を獲得することを狙いとして、海外進出のスピード化につながる支援を行うこととしております。

市場の拡大が大きく見込まれる分野への支援につきましては、「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」に基づき、

- ・カーボンリサイクル技術を含めた環境・エネルギー分野や、
 - ・ゲノム編集技術などを活用した健康・医療関連分野など、
- 本県の強みを生かすことのできる分野において、
- ・「カーボンリサイクル産学官国際会議」への参画や、大崎上島実証研究拠点と連携したプロモーションの実施などによる産業集積、
 - ・広島大学発のスタートアップ企業が進めるアレルギー物質を減らした卵に関する研究開発への支援
- などに取り組んでいるところでございます。

また、有望なスタートアップ企業や人材の集積につきましては、県外のスタートアップ企業などの誘致も有効であることから、これまで「ひろしまサンドボックス事業」や、本県のビジネス環境や生活環境の魅力を伝えるイベント「Hi!HIROSHIMA」などの取組を通じて、本県への進出を図り、「ひろしまユニコーン10」プロジェクトへの参画につなげているところでございます。

今後とも、こうした取組を積極的に進めるとともに、事業規模の拡大や新たな事業の実施により、まずは、具体的なロールモデルとなるユニコーン企業を1社生み出し、その存在が次なる挑戦者への着火剤となり、次々とユニコーン企業が生まれる環境につなげ、10年間で10社という極めて高い目標を達成し、国内外から注目される「イノベーション立県HIROSHIMA」の実現を図ってまいりたいと考えております。

(3) 企業誘致の取組について

3点目は、企業誘致の取組についてです。

私は予てから、製造業の生産拠点誘致や企業の設備投資のための受け皿となる土地の確保、財政的支援などを積極的に行い、企業誘致に取り組む必要があると考えています。

昨年、竹原工業・流通団地や本郷産業団地の完売により、県が有する産業団地は、安浦産業団地と大朝工業団地のみとなりました。

私の地元、福山でも昨年完成した福山北産業団地の第2期用地が、ほぼ完売状態であり、県内、県外からも産業用地を求める声が挙がっています。

枝広市長も新年互例会で産業用地の確保について触れており、その後の記者会見などでも経済会の強い要請があり、新たな産業団地の造成を検討し、産業集積や全国からの企業誘致を行っていききたい旨の発言があったところです。

また、東広島市でも半導体関連産業の集積を促すため、新たな産業団地の整備を市主体で進める方針です。

県内外の企業ニーズが高まる中、そろそろ県としても新たな産業団地の造成など、企業誘致に向け、本格的に攻めの方針に転換されてみてはいかがでしょうか。

県内企業が生産性向上に向け、最新鋭の設備を導入し規模を拡充したり、県外からの企業誘致を行い、地域経済に波及させていくことは、県の産業振興の発展に向けて、大切なことと考えます。

そこで、今後の企業誘致・投資促進にどのようなビジョンを持って取り組まれるのか、また、新たな産業団地の造成についてどのようにお考えか、知事にお伺いします。

(608字)

答弁者（商工労働局長）

本県経済の持続的な成長に向けて、健康・医療、環境・エネルギー、半導体などの先端・成長産業を重点分野と位置付け、

企業立地促進助成制度で補助上限額や補助率を通常より高く設定するなど、重点的に企業誘致や投資促進を行うこととしております。

こうした、県外からの企業誘致や県内企業の投資促進を図っていくためには、様々な企業ニーズや投資判断に迅速かつ的確に対応することができる産業用地を始めとしたインフラ整備が極めて重要であることから、県、市町、民間事業者など多様な主体による産業用地の確保に取り組むこととしております。

県営産業団地の新たな造成につきましては、将来の税収も含め、造成経費が回収できるかという考え方、いわゆるネットプレゼントバリューにより判断を行うこととしておりますが、県内の産業用地が少なくなっている中、企業に産業用地を提供できない機会損失リスクも踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

市町による産業団地の造成につきましては、適地調査や造成に対する助成制度を設け、これまで、

- ・福山北産業団地第2期事業や、
- ・廿日市市の平良丘陵開発土地区画整理事業

などに対して支援を行ったところであり、引き続き、他の市町とも連携を図ってまいります。

民間事業者との連携・協働による産業用地の確保につきましては、民間遊休地活用のための積極的な情報収集・仲介に加え、全国に先駆けた取組として、三菱重工業と県との連携による産業用地の造成を行っているところでございます。

今後とも、多様な主体による産業用地の確保を図るとともに、先端・成長産業を中心に、企業誘致・投資促進を進めることにより、本県経済の持続的な成長を図ってまいりたいと考えております。

(4) 中小企業の倒産対策について

4点目は、中小企業の倒産対策についてです。

民間調査会社が先月公表した昨年の企業の倒産状況は、全国で8,690件と前年6,428件より件数が増え、本県でも157件と前年106件から増えています。

倒産規模は負債総額1億円未満の小規模倒産が39.3%増の6,493件と急増しており、いわゆる中小企業の倒産件数が増えているとみられます。

この背景には、これまでの新型コロナウイルス対策として実施された実質無利子・無担保となるゼロゼロ融資の返済が本格的に始まったことに加え、原材料価格や人件費高騰で経費が増える一方、価格転嫁も難しく、仕事はあっても、人手不足により新たな仕事が受注できないなど、融資の返済以外の負担が増えているとみられます。

これまでゼロゼロ融資の借換にも対応していた、県の「伴走支援型特別資金」も申込が先月末で期限を迎えましたが、企業の倒産件数が増加している中、昨年倒産した県内企業に対し、果たして十分に周知できていたのか、活用されていたのだろうかという疑問にも感じています。

燃料や資材、人件費の高騰はいまだ収まる気配がなく、どの業種においても人手不足の問題は深刻な状況の中、企業の倒産は今後も増えていくことも見込まれます。

いつまで続くかわからない厳しい社会情勢や経済状況の中で、早急な金融支援や積極的な人的支援を行わなければ、今後も中小企業の倒産件数はより一層増えていくことも見込まれます。

企業倒産の急増は雇用面や税収面での波及も大きく、地域経済に与える影響を最小限にとどめていく必要があると考えます。

そこで、県内の倒産件数が年々増加している中、売上や利益が減少している企業に対し、ゼロゼロ融資の返済支援も含め、県として今後どのような支援を行っていくお考えか、知事に御所見をお伺いします。

(745字)

答弁者（商工労働局長）

ゼロゼロ融資の返済の本格化や、物価の高騰、人手不足など、中小企業等を取り巻く厳しい事業環境に適切に対応するため、

- ・「伴走支援型特別資金」による資金繰り支援、
- ・高騰するエネルギー価格の負担軽減支援、
- ・人手不足に対応するための生産性の向上や労働環境の改善に向けた支援などの取組を進めているところでございます。

「伴走支援型特別資金」につきましては、金融機関等と連携して、中小企業等への周知を図るとともに、令和5年9月と12月の補正予算により、融資枠を拡大して資金需要に应运えてきたところでございます。

今後も、経営に深刻な影響を受けている中小企業等に対しましては、「緊急経営基盤強化資金」により売上や利益の減少等に対応して必要な資金を供給するとともに、ゼロゼロ融資などの債務を一本化できるよう、「事業再生支援資金」の融資限度額を引き上げて対応するなど、引き続き、県制度融資により、適切な金融支援を実施してまいります。

次に、エネルギー価格高騰対策といたしましては、特別高圧電力やLPガスを使用している中小企業等に対する料金高騰の負担軽減支援を当面継続するとともに、トラック事業者に対する環境対応車の導入支援などを実施してまいります。

また、人手不足対策といたしましては、

- ・2024年問題に直面している運輸業や建設業、宿泊業などの事業者を後押しするため、生産性の向上やコスト削減につながるデジタルサービスの導入に向けた支援を実施するとともに、
- ・労働環境の改善に向け、国の業務改善助成金等を活用して持続的な賃上げに取り組む県内中小企業等への支援

などを進めてまいります。

今後とも、県内中小企業等が、資金繰りや物価の高騰、人手不足などの様々な課題を乗り越え、持続的に発展していくことができるよう、適切に取組を進めてまいります。

7 県の農業政策について

最後は、県の農業政策について2点お伺いします。

(22字)

(1) 県の農業施策について ㉔

政府は昨年12月末に食料安全保障を強化するため、農政の基本方針を定めた「食料・農業・農村基本法」の改正案を今国会で提出することを決めました。

世界の食料事情は従前から大きく変化し、ウクライナ危機による影響や地球温暖化の影響などにより小麦価格が世界で高騰しており、食料や肥料の多くを輸入に依存するわが国では、小麦以外にも多くの食料品の価格が高騰し、食料リスクが改めて浮き彫りとなりました。

農林水産省の発表では、2022年度の日本の食料自給率はカロリーベースで38%と、農業大国であるカナダ、オーストラリア、フランス、米国はもちろんのこと、ドイツ84%や英国54%など世界の主要国と比べ、極端に低い状況です。

世界でもまれな食料の海外依存度が高い国となっており、世界的な食料不足や、戦争や紛争により輸入に影響がでると、一機に深刻な問題となるリスクを抱えています。

本県の食料自給率は2022年度で22%であり、生産額ベースも毎年ほぼ横ばい状態ですが、この度の法改正の動きに伴い、広島県でも生産量を増やし、海外輸出も視野に入れた農作物の市場拡大を目指すべきと考えます。

そのためには、農業事業者の利益が出るよう収益力の高い農作物に転換を促していくなど、県農政の選択と集中を行い、農地の規模拡大や生産性向上に向けた農業技術導入、海外を含めた市場開拓など、攻めの農業への転換が重要です。

今後、需要の高い農作物へ転換し、経営力の高い農業経営体や農業事業者を育成していくため、また、魅力ある農業を目指す長期的な視点でも、県の農業政策を見直す良い機会だと考えます。

そこで、ウクライナ危機の影響や地球温暖化の影響による世界的な食料危機が心配される中、県の食料自給率向上や安定供給に向け、農業事業者への支援をどのように考えておられるのか、知事の御所見をお伺いします。

また、この度の法改正の動きに伴い、海外輸出も視野に入れた農作物の市場拡大に向けた支援の強化や、農業事業者の利益が出るよう収益力の高い農作物に転換を促すなど、今後、攻めの農業政策を積極的に行っていくべきと考えますが、併せて御所見をお伺いします。

(745字)

答弁者（知事）

世界的な食料事情や社会情勢が著しく変化する中におきまして、本県の食料自給率の向上と農業事業者の収益力を高めるためには、企業経営を目指す担い手を中心とした生産構造への転換を図るとともに、土地生産性の高い農作物の栽培規模を拡大し、生産能力を高めていくことが重要であると認識しております。

このため、令和3年に策定した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」におきまして、担い手の経営発展段階に応じて企業経営に必要な経営戦略や人材育成の仕組みづくりの支援を行うとともに、基盤整備された農地への集積を行い、収益性の高い園芸品目への転換を推進しており、併せて、中山間地域に適応したスマート農業技術の開発と普及を行うなど、生産性の高い農業の確立に向けて取り組んでいるところでございます。

しかしながら、昨今の海外情勢の動向などにより、輸入に依存する化学肥料の原料や家畜の飼料などの供給が不安定となっているため、耕畜連携により地域資源の有効活用を進めるとともに、飼料作物の県内での増産を図るなど、持続可能な生産体制を築いてまいりたいと考えております。

また、今後の労働力不足に備えるため、省力化に結び付くスマート農業技術の迅速な普及や、企業経営の発展を加速させるための雇用就農の支援に取り組むなど、時代の変化に対応しながら農業事業者への支援を強化してまいります。

さらに、こうした生産体制の強化を図る上では、実需者ニーズに応えるマーケットインの視点が重要であることから、県内はもとより、首都圏や海外など市場ニーズを的確にとらえ、実需者とタイアップしたものづくりや、これまでにない新たな価値を創出する取組を進めているところでございます。

具体的には、実需者のきめ細かいオーダーに応える農産物の生産や商品のブラッシュアップを、応援登録制度を活用して推進しているほか、様々な社会課題に挑む他分野の企業との共創でイノベーションを起こし、消費者の潜在的な需要に応える高付加価値型の商品開発やそこから派生する新ビジネスの創出などを、食のイノベーション推進事業により支援しております。

こうした取組の中には、海外輸出も視野に入れたプロジェクトも現れてきており、国の事業も有効に活用しながら、輸出相手国のニーズに対応した事業計画の具現化や施設整備などに対しまして、支援してまいりたいと考えております。

今後とも、食料安全保障の確立や生産性の高い企業経営体の育成・確保など、今後20年の変化を見据えた食料・農業・農村基本法の改正の動きと合わせ、本県農業の優位性を生かした攻めの政策を展開してまいります。

(2) 有機農業の取組について

2点目は有機農業の取組についてお伺いします。

輸入に頼ってきた牛・豚・鶏の飼料や農作物の肥料が高騰する中で、注目されているのが地域ぐるみで行う有機農業、いわゆるオーガニック農業です。

有機農業とは、化学肥料や農薬を原則使わず、可能な限り環境に配慮した栽培法であり、生物多様性の土壌環境の保全や地球温暖化防止法などに寄与するとの研究調査結果が公表されており、持続可能な農業としても注目されています。

国においても有機農業への転換推進として、新規就農者や有機農業へ転換する農業者に対し必要な経費を支援する補助制度を実施し、今後、有機農業を拡大していく考えです。

日本の有機農業の取組面積は、この10年で37%増加、26.6千haと拡大し、中でも「有機」、「オーガニック」などの名称の表示ができる有機JAS認証格付面積は61%増加し15.3千haに大きく増えています。

有機農業の取組では、市町の地域ぐるみで一貫して行う「オーガニックビレッジ宣言」を出す自治体が全国各地に広がっており、農林水産省は2025年度までに100の宣言自治体を増やす目標を立てておりますが、広島県でこの宣言を行い、すでに取組を行っているのは神石高原町だけです。

付加価値向上に向けたこのオーガニックビレッジを拡大することが本県の持続可能な農業につながると考えます。

そこで、県として、有機農業に対する認識をどのようにお持ちであるか、また、今後の持続可能な農業発展に向けて、このオーガニックビレッジを拡大する上でも、県内の生産者や市町に対し、財政支援の拡充や人材育成、技術開発など、支援強化を図るべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

(695字)

答弁者（農林水産局長）

有機農業を始めとした環境保全型農業の取組につきましては、平成6年度に「広島県環境保全型農業推進方針」を策定し、これまで、エコファーマー認定制度や「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の認証制度など、環境保全に配慮した持続的な農業の取組を推進してきたところでございます。

「2025広島県農林水産業アクションプログラム」におきましても、生産性の高い持続可能な農林水産業の確立を基本とした上で、食の安全・安心への消費者意識の高まりを重要な視点とし、SDGsの理念を踏まえた多様な生産活動を支援することにより、競争力の強化を図ることとしております。

こうした中、オーガニックビレッジ宣言をした神石高原町におきましては、町全体で有機農業に取り組み、土づくりマニュアルの配布や技術講習会を通じて、生産の拡大を図りつつ、学校給食への提供などにより販路や消費拡大を目指す事例も出てきているところでございます。

しかしながら、有機農業による農産物は、安全・安心を求める消費者から高いニーズがあるものの、生産条件や品目に応じた栽培技術が十分に確立していないことや、生産コストや労力に見合った収益を確保できる販路の開拓などが課題となり、県内におきましては、小規模な取組にとどまっている状況でございます。

このため、令和3年度に国が打ち出した「みどりの食料システム戦略」に基づき、令和4年度に県・市町が共同して「基本計画」を策定し、国の施策を有効に活用しながら消費者ニーズや現場の実情に応じた施策を講じることとしております。

今後は、新たに有機農業に取り組もうとする産地や担い手に対し、栽培技術の確立や経営発展につながる支援を行うとともに、広島県産応援登録制度を活用した実需者とのマッチング強化など、生産者が抱えている課題の解決に取り組んでまいります。

こうした取組を進めることにより、モデルとなる有機農業の取組を育み、環境と調和した農業に対する消費者の共感を得ることで、農産物の付加価値の向上と、持続可能な農業の確立を目指してまいります。

終わりに

以上で私の質問を終わります。
ご清聴まことにありがとうございました。

(33 字)